

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年2月17日（平成28年（行情）諮問第148号）

答申日：平成29年2月22日（平成28年度（行情）答申第741号）

事件名：特定トンネル工事の工事請負契約書等に基づく北陸地方整備局の監督職員等からの通知の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書8（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、別紙の3に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、北陸地方整備局長（以下「北陸地方整備局長」又は「処分庁」という。）が行った平成26年3月4日付け国北整総情第520号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

原処分の行政文書開示決定通知書の④において、「2 不開示とした理由」に不開示とされずに不開示となっている特定の行政文書の開示、また甲・監督職員からの「通知」の行政文書があることが自然と思われる案件について「通知」の行政文書の開示を審査請求する。

特定トンネル工事の工事請負契約書の第1条5項（添付資料①）から、「この契約書に～通知～書面により～」となっている。

北陸地方整備局土木工事共通仕様書1-1-2用語の定義20項（添付資料②）から、「通知とは～書面をもって知らせる～」となっている。

ア 特定トンネル工事の工事請負契約書の第9条（添付資料③）から「甲は監督職員を～乙に通知しなければならない～」とあるが、原処分の行政文書開示決定通知書の④において工事請負契約書第9条の「～通知～」が開示されていない。

だが、法に基づき処分庁から行政文書開示決定された「契約締結通知書」（添付資料④）として「～監督職員を通知する。」として開示している。

法に基づく処分庁の行政文書開示決定は「契約締結通知書」を不開示としており行政文書開示の審査請求をする。

イ （添付資料⑤）の行政文書開示から、特定年月日A付けで行政文書の件名とは「監理技術者の変更について」となっているが、法の処分庁開示決定通知書の「開示する行政文書の名称」とは「監理技術者変更承認通知」となっており支出負担行為担当官北陸地方整備局長からの行政文書となっている。

原処分の行政文書開示決定通知書の④において「監理技術者変更承認通知」が開示されていない。

法に基づく処分庁の行政文書開示決定は「監理技術者変更承認通知」を不開示としており行政文書開示の審査請求をする。

ウ 処分庁の原処分の行政文書開示決定で上記のア，イの「～通知しなければ～」とか「～通知」という行政文書の名称などが開示されていないが、国民から信頼の北陸地方整備局長が無いとするものは無いが自然であるが、不開示の理由はわからないが既に上記のア，イが行政文書開示されているのでは，以下の（ア），（イ）の案件についても「通知」の行政文書があっても自然から審査請求する。

（ア）特定トンネル工事において，受注時の監理技術者の途中交代で，北陸地方整備局長に特定年月日B付けで「現場代理人等変更通知書」（添付資料⑥）が乙から支出負担行為担当官北陸地方整備局長に提出されて，特定年月日A付けで支出負担行為担当官北陸地方整備局長から「監理技術者の変更について」（添付資料⑤）とは「特定年月日B付けで通知のあった～」としている。

だが，乙・請負者は現場代理人等変更通知書とは特定年月日B付けとして北陸地方整備局長の承諾とは特定年月日A付けであるのだが，工事打合せ簿（添付資料⑦）では，特定年月日A付けの北陸地方整備局長の承諾（添付資料⑤）の以前の日付の特定年月日B付けの工事打合せ簿（添付資料⑦）で会社は工事カルテ（添付資料⑧）の受注時の監理技術者の従事期間の確認を特定年月日Bまでとして，特定年月日Bの同日付けで北陸地方整備局主任監督員は工事打合せ簿の「発注者 処理回答年月日」では「確認しました」としている。←工事カルテの発注機関工事カルテ内容確認年月日も北陸地方整備局長の承諾の以前の日付でも特定年月日Bで監理技術者の従事期間を官側と業者で既に事前に北陸地方整備局長の承諾，承諾日を知っていたでも国民から自然な特定年月日B付けで官側が業者側の「確

認」している。

また、「施行内容の一部変更指示書」（添付資料⑨）では第56条にワンデーレスポンスだが、この対象は「請負者からの質問、協議への回答」が対象で北陸地方整備局長の承諾とは該当しないことから、また行政文書開示から特定年月日Bに請負者から「ワンデーレスポンス」についての工事打合せ簿も無く、特定年月日Bの時点では官側（監督職員）も業者側も北陸地方整備局長の承諾日、あるいは承諾されるのか←第1回既済部分検査の数日前というのでは、受注時からのトンネル掘削の監理技術者での既済検査後ではどうかとされても自然の変更事由（つまり何年何月何日までしか監理技術者は勤務が出来ませんなどという期日がないのだから何時までがやむを得ない期間となるのかわからない）では北陸地方整備局長の承諾、承諾日の予見ができないのだが、特記仕様書（添付資料⑩）第2条「～発注者の承諾を得て～」の日付から監理技術者は途中交代が出来て監理技術者の従事期間が承諾・決定される訳であるが、北陸地方整備局長の承諾日の以前に官側と業者側では既に工事打合せ簿の工事カルテの監理技術者の従事期間を事前の工事打合せ簿で官側が既に「確認しました」だったでは国民から官側（監督職員）と業者側とは事前に北陸地方整備局長の承諾日が何時になるかが不適切・不自然あるいは不正に解っていた・仕組まれていたなどと思われる。←現場代理人等変更通知書と乙が北陸地方整備局長に提出だが北陸地方整備局に承諾がされるとは監督職員も業者も解らないことで、北陸地方整備局主任監査官が特定年月日Bの工事カルテで（添付資料⑪）の会社自身からの特定年月日Bは既に店内移動発令から他現場の所属という従事期間の事実の確認（添付資料⑪）が出来ていれば（業者側とは知っている訳だが官側が承諾の以前であるが従事期間を「確認しました」としている）、これでは国民から北陸地方整備局主任監督員は請負者から特定年月日Bは受注時の監理技術者は他現場に所属を請負者に騙されて特定年月日Bと確認しているのか、官側（監督職員）と受注業者側には事前に北陸地方整備局長の承諾日が何時になるかが不適切・不自然あるいは不正に解っていた「官側と業者側の不適切なコンビ」と思われても自然である。←工事カルテに登録の内容確認年月日（添付資料⑦）も特定年月日Bとなっている。

重要なことは（添付資料⑪）などの証拠に基づき上記イの北陸地方整備局長の承諾の行政文書の「特定年月日B付けで通知のあった～」とは会社自身が既に他現場の所属（添付資料⑪）という建設業法違反の専任義務違反の違法行為からの行政文書であるということ

であり、経緯として特定年月日Cから特定支店土木部長から受注時の監理技術者は転勤の話をされても監理技術者は応じなかったがその後も土木部長からは転勤の話が続き、特定年月日Dには品質証明員（副部長）から他現場の公共事業に転勤の業務命令となった。

（監理技術者の変更の経緯等について記載している部分については、省略する。）

これでは国民から法の行政文書開示から北陸地方整備局長の承諾の日付の事前の業者側からの工事打合せ簿の工事カルテの確認と、官側の主任監督員の従事期間の「確認しました」という発覚では、官側（監督職員）と業者側は事前に北陸地方整備局長の承諾日が何時になるかが不適切・不自然あるいは不正に解っていたと思われて自然で、北陸地方整備局監督職員の不正、不適切、建設業法違反の専任義務違反の違法行為の工事カルテで自然である。

特定年月日E北陸地方整備局契約課長文書（（添付資料⑬））では会社自身が認めている（添付資料⑪）では、「従事期間に誤認はありませんでした」としている。

北陸地方整備局では、特定年月日A付けの北陸地方整備局長の承諾日の事前の特定年月日B付け工事打合せ簿の工事カルテの監理技術者の従事期間を「確認しました」という事実では、北陸地方整備局長の承諾日（あるいは承諾されること自体）が何時になるかが事前に解っていた工事カルテの従事期間の「確認しました」という「官側と業者側のコンビ」だけに限定する不自然な聞き取り調査から原処分としているが、会社自身が特定年月日Bは他現場に所属としても、北陸地方整備局では特定年月日Bまでが従事期間として原処分では、国民から身内の官側が北陸地方整備局長の承諾の以前の特定年月日B工事打合せ簿で特定年月日Bまでが従事期間を「確認しました」という身内の官側の職務の行為を庇って「官側と業者側の承諾より以前の工事カルテ従事期間確認コンビ」だけに限定する不自然な聞き取り調査と思われて自然である。

特定年月日B付けでの監理技術者の転勤とは業者都合であって、社内では既に北陸地方整備局長の承諾の以前に決定されていた。

特定年月日F特定時刻G付け、土木部長の業務用メールには「～特定日H付けで～転勤するよう～副部長から転勤指示がありました～特定トンネル（個人名）所長から国交省の指示によるもので～辞令に、全くの会社都合による転勤である理由書を付けるということ～真実は～」としている。

特定年月日J現場詰所で監理技術者は品質証明員（副部長）に転勤の辞令の裏側に「業務命令による転勤である」旨の記載して欲し

いとして品質証明員（副部長）は承諾している。

この医師の診断書も無い産業医の管理も無いままでの国の工事での労務安全管理の翌日からの転勤先とは他工事の公共事業の現場であった。

つまり会社としては北陸地方整備局長の承諾が無い以前だが、既に社内では特定年月日B付け他現場に所属は決定されており、辞令は社長名で発令だから、既に社内では特定年月日B付け辞令は社長名で発令の業務命令から特定年月日Bが専任義務違反で、国民からは北陸地方整備局長の承諾の特定年月日Aの通知を知るまで受注時の監理技術者を特定トンネルに置いておけない理由とは【社長の辞令の発令日>北陸地方整備局長の承諾日】で自然で、既に特定トンネルで有給休暇中の受注時の監理技術者を特定日の通知を知るまで置いておけないことは乙の「特定年月日L付け現場代理人等変更事由について」では「～当時、前監理技術者は、精神状態が不安定～竣工まで～判断したため」としており竣工までという期限での変更事由としており、また特定年月日Bの以前には医師の診断書、産業医の管理も無い話（監理技術者を医師または産業医に診察させたところの話で～などしておらず、医師の診断、産業医の管理は関与しない変更事由でしたでは、医師の診断に基づく会社の判断では無い）では、特定年月日Bの当日について北陸地方整備局長の承諾日の以前でも建設業法違反の違法行為の受注時の監理技術者が他現場の所属という【合理的な緊急性】の説明が出来ない。

また、受注時の監理技術者は会社からの発注機関での従事期間を知らされずに、特定トンネルから転勤の翌日からは公共事業の現場に勤務の転勤の業務命令が実態だったでは北陸地方整備局長の承諾日の以前でも建設業法違反の違法行為の受注時の監理技術者が他現場の所属という【合理的な緊急性】の説明が出来ない。

国民からこれでは特定年月日Bの国の本官契約の工事の監理技術者の専任義務違反とは、【社内の事情の社長の辞令の発令日が特定年月日Bだった。>北陸地方整備局長の承諾日の以前が平特定年月日B。】でも自然である。

特定年月日Bの（添付資料⑪）の証拠などからも【社内の社長の辞令の発令日が特定年月日B】であり、北陸地方整備局長の承諾日（添付資料⑤）、工事カルテ（添付資料⑦）、その後の「特定年月日L付け現場代理人等変更事由について」（添付資料⑭）からという国民からは本官契約の完成とは甲、乙の信義則の崩壊が続いたままでの完成でも自然である。

上記イの審査請求の「監理技術者変更承認通知」とは証拠（添付

資料⑪)などに基づき建設業法違反の専任義務違反の違法行為の当日付けを基とする行政文書では国民から無効な行政文書でも自然である。

特定年月日 A 付け北陸地方整備局の承諾の以前の日付の業者からの特定年月日 B 工事打合せ簿で官側の主任監督員職務の工事カルテの従事期間（監理技術者変更の工事カルテだから最も重要なことは監理技術者の従事期間である）を「確認しました」とは、なんらかの「通知」の行政文書があったのが自然な官側の主任監督員の職務・権限の「確認しました」であることから何らかの「通知」の行政文書があっても自然から審査請求する。

乙（執行役員特定支店長で会社の経営陣）・事業場では特定年月日 B は会社自身が認める（受注時の監理技術者）←「個人名」が他現場の所属（添付資料⑪）でも、特定年月日 B 付けという現場代理人等変更通知書と工事カルテの受注時の監理技術者の従事期間などで本官契約の監督体制強化対象工事の完成をしていることが行政文書開示から発覚した【これでは国民から変更事由を虚偽と乙自身が認めて甲、乙の信義則が崩壊だが、従事期間も虚偽だが知っていながらそれで乙が文書（添付資料⑭）を作成しての完成では、甲、乙の信義則の崩壊が続いたままでの完成だったと思われて自然である。】。

(イ) 特定トンネル工事において、特定年月日 E 北陸地方整備局契約課長文書（添付資料⑬）の「現場代理人等変更事由について（特定年月日 L 付け）」について、工事請負契約書第 10 条（添付資料③）から、「乙は～その他必要な事項を甲に通知～変更したときも同様～」とあり、また特記仕様書第 2 条（添付資料⑩）から、「～発注者の承諾を得て～」とあることから、監理技術者の変更とは乙は甲に通知して、また発注者の承諾を得てとなる。

だが、特定年月日 E 北陸地方整備局契約課長文書の「現場代理人等変更事由について（特定年月日 L 付け）」（添付資料⑭）とは、（添付資料⑮）から、「2 不開示とした部分とその理由」の「「現場代理人等変更事由について」を北陸地方整備局長が特定年月日 A 以降の日に再度の承諾をした場合の行政文書」が「～取得又は作成から保有していない～」から北陸地方整備局長は「現場代理人等変更事由について」を承諾しておらず、また原処分（添付資料⑯）から、「2 不開示とした部分とその理由」の「～①～当整備局が取得または作成し保有～不開示～」の①とは、「～特定年月日 L 付けの「現場代理人等変更事由について」から甲の支出負担行為担当官北陸地方整備局長、または総括監督員の新潟国道事務所長

含む監督職員による承諾，解除，削除，訂正などの行政文書（請負者が「現場代理人等変更事由について」を提出し，甲，または監督職員が承諾または再度の承諾，承諾等の書面の全部を含む）の全部。」であり北陸地方整備局長，監督職員は「現場代理人等変更事由について」を承諾しておらず，かつ工事請負契約書第9条からも総括監督員は，「特定年月日B付け現場代理人等変更通知書」の北陸地方整備局長の承諾のその後の総括監督員に乙からの特定年月日B付けの説明とする「現場代理人等変更事由について」からの解除はしていない。

新潟国道事務所長は支出負担行為担当官北陸地方整備局長に報告（添付資料⑭）しているが行政文書開示から，北陸地方整備局長から特定年月日L付けの「現場代理人等変更事由について」の承諾は無い。

（添付資料⑫）より，「～から特定年月日B付けで提出された変更事由については～承認しました～特定年月日L付けで～「現場代理人等変更事由について」の文書が提出されましたので～」としており特定年月日Bは「承認」としており，特定年月日Lは「提出」であり，これは「提出」であって「承認」とはしていない。

また，北陸地方整備局契約課のFAX（添付資料⑰）からも「～「現場代理人等変更事由について」なる書面が提出されても～「やむを得ない事由」での承認～変わりはない～でしょうか。～」について北陸地方整備局総務部契約課では「～「やむを得ない事由」で承認にかわりはありません。」と回答している。

例えば工事打合せ簿の協議書の内容とは作業所から任意で監督職員に提出できるが，監督職員側の処理・回答とは必ずしも受理・承諾・変更の対象などにはならない訳で，では監督職員が受理・承諾もしない作業所から任意の協議の工事打合せ簿の内容について，完成後に発注者側からの回答として「～誤認はありませんでした」などの回答する訳が無いのが自然である。←同様に工事請負契約書第10条に基づいて乙から甲に「現場代理人等変更事由について」の旨が通知されたのでは無く，乙からの総括監督員に通知では工事請負契約書第10条に該当しない。

国民には，法の行政文書開示から，乙からの総括監督員に通知では工事請負契約書第10条に該当しない乙の文書なのだが，それでも北陸地方整備局契約課長は工事請負契約書第10条に該当する通知で承諾が過去にあったようなことでの「～誤認はありません。」として回答をしているので自然である。

（監理技術者の変更の経緯等について記載している部分について

は、省略する。)

特定年月日B, 北陸地方整備局主任監査官は特定トンネル工事の工事期間中の変更事由を不適切と知っている立場だが追加のFAX(添付資料⑰)から特定年月日Bの現場代理人等変更通知書の変更事由を「やむを得ない事由である」として承認で、「現場代理人等変更事由について」が提出されても「やむを得ない事由」で承認に変わりはないで、発注者・支出負担行為担当官・甲・北陸地方整備局長, 総括監督員・監督職員・新潟国道事務所長が乙から総括監督員への「特定年月日L付け現場代理人等変更事由について」を承諾または解除の行政文書が無いのだが, 北陸地方整備局契約課長はそれでも特定年月日A北陸地方整備局契約課長文書で工事請負契約書, 設計図書から甲・監督職員からの承諾・承認等があった【過去に認めたから誤認がない・あったという回答で自然で, 過去に認めていない案件なら～確認されました。・～確認されませんでした。などの回答でも自然である】ような「～誤認はありませんでした。」としているが, これでは国民から法の甲・監督職員の承諾, 解除は無いとする行政文書開示決定と「齟齬(そご)」があると思われて自然であり, 北陸地方整備局契約課長は医師でも無いならば, また産業医は「発症時期は不明と思われます」と回答しているが, 甲も監督職員も承諾していないのだから承諾しておらずでは, 仮に「医師の診断書の確認が無い話からでは北陸地方整備局長, 監督職員が承諾の無いのは当然で, 乙から総括監督員の文書とは甲・乙の信義則から甲に報告したのも自然であり, 乙からの文書が事実かどうかは乙への信頼でありそれ以上の会社と労働者の労務安全管理関係の事実関係とは当局は労基署でもなく医師でもなく, また捜査機関でもないので確認ができない」でも自然であるが, 北陸地方整備局契約課長が「～誤認はありませんでした。」と発注機関の誰かの承諾等の権限が認めたような回答からでは権限での承諾をした「通知」の行政文書があると思われて自然である。←審査請求人は甲・監督職員から「特定年月日L付け現場代理人等変更事由について」の甲, 監督職員の承諾等が無いということを法の行政文書開示で知った。

乙からの「特定年月日L付け現場代理人等変更事由について」について法からも承諾・解除もされていない監理技術者の変更事由に特定年月日A北陸地方整備局契約課長文書で工事請負契約書, 設計図書から発注機関が承諾・承認等のような「～誤認はありませんでした。」としていることからでは過去に権限からの承諾等(「特定年月日L付け現場代理人等変更事由について」)はそもそも第10条から乙から甲に通知では無く, また会社自身が認める従事期間

(添付資料⑪)と併せると建設業法違反の違法行為の日付を説明する文書であるが、これで「特定年月日L付け現場代理人等変更事由について」が過去に権限の承諾等があったから「～誤認はありません。」で自然な「～認～」という用語での回答では、過去に権限の承諾等からの「通知」の行政文書があるのが自然と思われるので審査請求をする。

(監理技術者の変更の経緯等について記載している部分については、省略する。)

また、国民から工事請負契約書の甲、乙の信義則でも乙が「特定年月日L付け現場代理人等変更事由について」とは乙自身が認める甲、乙の信義則を崩壊で、またこの文書の特定年月日B付けの説明というのでは会社自身が監理技術者は既に他現場の所属(添付資料⑪)と認めているのだから乙自身が甲、乙の信義則を懲りずに更に再崩壊の文書で自然である。

また、「特定年月日L付け現場代理人等変更事由について」の文書とは特定年月日Bは従事期間という現場代理人等変更通知書を基にした文書だが、会社自身が監理技術者は既に他現場の所属(添付資料⑪)と認めておりこれでは国民からは乙の建設業法の専任義務違反の違法行為の隠ぺいの文書で自然であるが、この「特定年月日L付け現場代理人等変更事由について」を特定年月日E北陸地方整備局契約課長文書は「～誤認はありませんでした」であるが、国民から会社自身が監理技術者は既に他現場の所属(添付資料⑪)と認めているのだから、甲、乙の信義則が再々崩壊で自然である。

(審査請求書の資料は省略する。)

(2) 意見書

ア 理由説明書の破綻(はじめに)について1

(誤字についての記述は、省略する。)

イ 理由説明書の破綻(はじめに)について2

(諮問庁の分担管理の行政機関の北陸地方整備局の職務の国の情報公開とは)

諮問庁の分担管理の行政機関の国の情報公開のあり方において、特に北陸地方整備局は、法からも、国民から、仮に、北陸地方整備局長の国の行政文書の開示・不開示の決定後は、恣意的な職務等の横行と思われて自然な、かつ国の情報公開の職務に著しく疑いを持たざるを得ないこのような事実等が存在しており、かつ現在も、北陸地方整備局で放置されていることで、自然である。

国民から、簡単にいうと、理由説明書でいう、諮問庁の「5 結論」までの論理の構成とは、仮に、いつものように、処分庁の国の行政

文書の開示・不開示の決定後は、また（理由説明書において、北陸地方整備局長の職務の説明等を含めて）恣意的な職務等の横行と思われて自然な行為が繰り返されて自然となっていることである（仮に、国の情報公開の決定後は、行政機関の恣意的な職務等で、国の情報公開に何でも出来る実例ともいえる。）。

国民に、北陸地方整備局の、国の情報公開で繰り返す（不当な、あるいは不法行為等な）行為の実例として、法から、北陸地方整備局長は行政文書開示決定通知書（資料2）としながら、北陸地方整備局長の行政文書開示決定後は、また北陸地方整備局の国の情報公開等の職務に、恣意的な職務等の横行で自然なことになっており、審査請求に、行政相談の対応として行政機関の誠意ある対応（のはずだった）として北陸地方整備局に感謝するものだが、北陸地方整備局総務部総務課長「郵送した開示資料の差し替えについて（お願い）」（資料3）とする行政文書を郵送してきた。

国民から、この北陸地方整備局総務部総務課長「郵送した開示資料の差し替えについて（お願い）」（資料3）の内容は、北陸地方整備局長の職務の決定の後に「～誤った～」という勝手な理由さえあれば、後は何でも許される（国の情報公開の行政文書の差し替えという隠ぺいで自然である）という法治国家と思えないことで自然な、北陸地方整備局の恣意的な職務等の横行と思われて自然な行為である。

これは理由説明書においても、また、仮に、北陸地方整備局の国の情報公開で繰り返される（不当な、あるいは不法行為等の）手口で自然であって、理由説明書で、3（2）で【～文書の内容は～更に説明する】として、4（4）【～諮問庁としては、上記3（2）～更に説明～不自然・不合理な点はないものと認められる】などしているが、これは諮問庁の監督責任でもあって、北陸地方整備局長の職務の恣意的な説明を含む理由説明書とは、国の公共事業の入札時の条件の配置予定の監理技術者の国のトンネル工事のトンネル掘削期間中の変更のあり方として、公正取引委員会、会計検査院、訴訟の法務省なども同様な主張なのか不明で自然な、かつ不当な、あるいは不法行為等の説明を言い張り、この「5 結論」までの論理の構成としており、このような理由説明書は破綻している。

理由説明書の関連処分2とは、行政文書開示決定通知書（資料4）であって、また後からの理由説明書の関連処分2で、なお書き（一般に経過措置）をしているが破綻しており、「特定年月日A監理技術者の変更について」は特定の行政文書の「特定年月日B付けで通知～」だけを支出負担行為担当官北陸地方整備局長は承認としてお

り、他の日付の文書の記載は無い。

また、特定トンネル工事の契約図書、工事請負契約書（資料5）第9条、第10条（乙は～必要な事項を甲に通知～変更したときも同様～）、特記仕様書（資料6）第2条等からも、乙が、甲に、工事請負契約書第10条の通知の文書だけが有効で、工事請負契約書からも乙から総括監督員新潟国道事務所長にでは、工事請負契約書第10条の「更に説明」に該当するとならないという、単に、乙から総括監督員に、何らかの説明（工事請負契約書第10条は通知となることから、理由説明書で、北陸地方整備局は、また恣意的で不法行為等で自然で、この監督責任は諮問庁にある。）に過ぎない程度の文書である。

理由説明書の北陸地方整備局で関連処分2とは、また、後からの、いつも繰り返す、恣意的な不法行為等の説明に過ぎないことで破綻しており、また諮問庁の理由説明書は、4（4）で【～諮問庁としては、上記3（2）～更に説明～不自然・不合理な点はないものと認められる】という諮問庁の職務露見は国民を驚愕させて自然であって、国の情報公開は、極めて恣意的で自然であることを国民は広く知った方がいい。

国民から、このような理由説明書は、工事請負契約書（資料5）（第9条（～設許図書に定めるものを除き～））・（第10条（乙は～必要な事項を甲に通知～変更したときも同様～））、特記仕様書第2条（～変更する場合は、発注者の承諾を得て～）（資料6）としており、理由説明書の諮問庁の職務の、この「5 結論」までの、論理の構成は、公正取引委員会、会計検査院、訴訟の法務省など他の国務大臣の分担管理の行政機関としても、同様な主張なのか不明で自然で、理由説明書は破綻している。

安倍内閣において、諮問庁の理由説明書と、他の国務大臣の分担管理の行政機関の公正取引委員会、会計検査院、訴訟の法務省などが同様の主張なのか、つまり建設業法を所管する国土交通省からという理由説明書だけであって、では、この理由説明書が他の国務大臣と同様という国の真正の行政文書（国務大臣の一致）という資格があるのか、ないのか、まったくに不明という程度に過ぎないもので、これでは、仮に、単に、北陸地方整備局長の恣意的な職務の言い張りから、諮問庁が誘導されたという理由説明書で自然で、このような理由説明書では、仮に、不当な、審理で自然である。

国民から、仮に、国の情報公開する行政文書について、北陸地方整備局長の決定後ならば、もはや、仮に、北陸地方整備局は、「～誤った～」（資料3）ということをして、理由として、とにかく理由さえ

つけば、恣意的に、既に、行政文書開示決定をした行政文書を著しく不鮮明にして、国の情報公開に同様とはいえないで自然にした北陸地方整備局総務部総務課長の行政文書（資料3）を請求人に郵送して、北陸地方整備局総務課は、請求人から「～国の行政文書とは別物というぼやけた行政文書～行政文書の開示のおそれ～」と行政相談等（資料7）・（一部を抜粋）をされながらも、現在も、北陸地方整備局は、国の情報公開の職務に、恣意的な、不当な、あるいは不法行為等の措置を放置していることである。

国民に、広く問われることは、北陸地方整備局において、またこのように国の情報公開で、繰り返す同様のふたつの実例（）・《》で、恣意的に、不法行為等で自然の（行政文書開示決定後の職務の行為）・《監理技術者の変更の承諾後の繰り返す職務の行為》で、仮に、北陸地方整備局長の（開示決定通知書）（資料2）・《特定トンネル工事の契約図書の発注者の承諾を得て～特定年月日A付け監理技術者の変更について（資料11）》さえ出せば、北陸地方整備局は、理由として、（～誤った～）・《～更に説明する～》という、とにかく何でもいからその場しのぎのような理由さえつけば、（北陸地方整備局総務部総務課長は（お願い）は善解をしたいのだが、この（お願い）とは、根拠が無いという意味でもある）・《契約図書、工事請負契約書等に基づかず》に、後から、（国の情報公開の行政文書も不鮮明という異常な事態）・（資料8）において、（資料9）北陸地方整備局長から特定建設会社代表取締役の「注意書」において「～特定年月日B付けで通知のあった「現場代理人等変更通知書」において記載された変更事由が、不適正な記載であること～」としている。

かつ更に、特定建設会社代表取締役は、回答書（資料10）で、「弊社は、現場代理人等変更届の変更事由につき、北陸地方整備局からヒアリングを受け、弊社が、これを訂正した事実はございません。」としており、「変更事由につき、弊社が、これを訂正した事実」となっているのである（現場代理人等変更通知書を、現場代理人等変更届とは、特定年月日M北陸地方整備局契約課長も行政文書で使用したことに、現場代理人等変更通知書としている。）。

つまり、乙は、特定年月日L監理技術者「～不適切～」（資料12）としており、特定トンネル工事の甲で、支出負担行為担当官北陸地方整備局長は、「不適正な記載」（資料9）としており、特定建設会社代表取締役（会社の最高責任者）は「変更事由につき、～これを訂正した事実」（資料10）となっている。

特定トンネル工事において、（資料9）で、甲で、支出負担行為担

当官北陸地方整備局長は、「不適正な記載」であって、特定建設会社代表取締役（会社の最高責任者）は「変更事由につき、～これを訂正した事実」（資料10）であって、諮問庁の職務の理由説明書の4「原処分に対する諮問庁の考え方」の「～諮問庁としては、上記3（2）のとおり～変更通知書における「変更事由」を更に説明する内容のもので～不自然・不合理な点はないものと認められる。～」とは虚偽、または事実ではないもので自然な破綻した理由説明書となっている。

つまり、「特定年月日A付監理技術者の変更について」（資料11）とは、「不適正な記載」で、「変更事由につき、～これを訂正した事実」の行政文書で自然である。

ここでいう「訂正」とは誤りが前提で、（資料9）で支出負担行為担当官北陸地方整備局長は、「～変更事由が、不適正な記載～」であって、理由説明書で、諮問庁のいう「～更に説明する～」にはならないで自然である。

特定トンネル工事において、甲で支出負担行為担当官北陸地方整備局長も、新潟国道事務所長（総括監督員）も、乙も、特定建設会社代表取締役も、誰も「～更に説明する～」など書面（書面主義）にしていないことであって、これは、理由説明書の、現在の北陸地方整備局長の虚偽、あるいは事実ではないこと、後から勝手に創造したものという類で自然であって、このようなことを諮問庁に、北陸地方整備局長の職務の説明にして、これにより諮問庁の職務の理由説明書の「5 結論」が誘導されて自然となっているが、平然とまかり通るのは、もはや北陸地方整備局の国の情報公開で、いつものことで自然で、これは他の理由説明書でも、他の国務大臣の公正取引委員会、会計検査院、訴訟の法務省などからも担保されるのかなど同様等である。

国民から、国の情報公開で、北陸地方整備局長の（行政文書開示決定）・《発注者の承諾を得て～特定年月日A監理技術者の変更について（資料11）》の後には、また同様の手法を繰り返すいつものことで自然で、理由説明書の4「原処分に対する諮問庁の考え方」（5）とは、また北陸地方整備局長に、諮問庁が誘導されて自然である。

国民に驚愕なことは、諮問庁が職務で北陸地方整備局長に、「文書10」に該当すると思われる文書を、入念に探索させても、（資料8）において、（資料9）北陸地方整備局長から特定建設会社代表取締役の「注意書」において「～特定年月日B付けで通知のあった「現場代理人等変更通知書」において記載された変更事由が、不適

正な記載であること～」ということから、文書10についての監理技術者の変更に係わる記載の関連処分の行政開示文書ですら、確認ができない程度の探索でしかない理由説明書は破綻で自然である（請求人が特定の行政文書を知ったのは、（資料8）からである。）。

これは国民からすると、理由説明書について、実態は、（資料8）において、不適正な記載でも、これを諮問庁の職務から、文書10の入念な探索でも無かった確認ができない程度でしかないという、国の情報公開の審理について、破綻した理由説明書で自然であって、この破綻した理由説明書の4「原処分に対する諮問庁の考え方」で、諮問庁の職務として、契約図書、工事請負契約書（資料5）第9条、第10条、特記仕様書（資料6）第2条などからも、甲から乙に通知の事項であるが、このような国の公共事業の建設工事の入札時の事項を、恣意的に、理由説明書をもって、諮問庁が「～不自然・不合理な点はないものと認められる」として、また北陸地方整備局長が「更に説明する」とは、（特別職含む）国家公務員が職務で恣意的に、特定の行政文書の有効性等の改ざん（これでは、国民から、現職の諮問庁及び支出負担行為担当官北陸地方整備局長の職務の恣意的な行使等のおそれにより、国の公共事業の入札時の事項において、契約を書面による変更ではなく、工事請負契約書（資料5）第9条、第10条、特記仕様書第2条（資料6）等から、国の公共事業の入札時の事項について無効の行政文書を、理由説明書から、恣意的に、工事請負契約書第10条に有効のようにする説明をして認められるとまで行為をすることで、これは、書面による契約（行政文書が無い）を行わず、恣意的に、職務の不法行為等で、工事請負契約書の変更の文書の行使をするという、建設業法を所管する現職の諮問庁の職務の建設業法違反の疑いの不法行為等のおそれ）のおそれである。

また、行政文書の、何処にも「～更に説明する～」など特定トンネル工事の行政文書の記載がないこと等からも明らかで自然で、諮問庁及び北陸地方整備局長らの不法行為等の理由説明書は、破綻で自然である。

国民から、理由説明書の3、「4 原処分に対する諮問庁の考え方」において、諮問庁、また支出負担行為担当官北陸地方整備局長の「更に説明」とは、国の公共事業の建設工事の入札等の事項の不当な行為で自然で、特定トンネル工事の契約図書から、乙が総括監督員特定新潟国道事務所長に文書では、本来は、総括監督員は乙に教示すべきであった。

国民から，諮問庁は職務で，理由説明書の4（4）において，（不適正な記載を）恣意的に「更に説明」（適正な記載＝更に説明・不適正な記載≠更に説明）とまでする行為で自然で，仮に，欺瞞のおそれである。

これは，特定年月日L付け現場代理人等変更事由について（資料12）とは，契約図書に基づかないということから，総括監督員が何らかのことを乙から提出されただけのことで，この乙からの何らかのことを甲に報告しただけに過ぎないことであるが，国民から，理由説明書をもって，諮問庁の職務として「4 原処分に対する諮問庁の考え方」から，これを「～更に説明する～」という行政文書の（不当に）恣意的な行為とは，現職の諮問庁の国の公共事業の建設工事の入札の条件に係る（不正な）事案のおそれ，かつ書面による契約（行政文書が無い）を行わず建設業法違反等のおそれ，自然である。

国民から，国の公共事業の特定トンネル工事の工事請負契約書（資料5）の行政文書とは，信義に従って誠実で自然であって，一方の理由説明書は，信義に従って誠実とされない（あるいは足りない等）で当然とされて（不適正な記載を，更に説明しでも，それは不適正な記載を更に説明であって，諮問庁のいう，乙の（更に説明する）特定年月日L付け現場代理人等変更事由について（資料12）の，特定年月日Bという日付は，事前の業務命令（辞令は社長名）で，国のトンネル工事のトンネル掘削期間中の監理技術者の専任義務違反等の不適正な記載となっており，もはや「更に説明」という資格がない行政文書であって，特定北陸地方整備局長，特定新潟国道事務所長，諮問庁という3人が揃って騙され続けるという国民から驚愕の事態の理由説明書となっている）自然な，「4 原処分に対する諮問庁の考え方」から，工事請負契約書，特記仕様書などから無効な論理で構成の「5 結論」は破綻で自然で，かつどの程度のもの（他の国務大臣の分担管理の行政機関，公正取引委員会，会計検査院，訴訟の法務省，他の分担管理の国務大臣の考え方と同様かどうかなど，また一部に同様の主張が含まれるものなど）か，国の情報公開で，わかろうとされて自然である。

（理由説明書の誤字についての記述は，省略する。）

また，理由説明書は（ア）～（エ）でも破綻している。

（ア）諮問庁の分担管理の行政機関の，特定北陸地方整備局長が，特定建設会社の乙からの押印の文書の「特定年月日B付現場代理人等変更通知書」（資料13）に騙されてしまい，「特定年月日A付「監理技術者の変更について」」（資料11）として，契約図書の仕様

書に基づき「～【発注者の承諾を得て】～」等から北陸地方整備局長の職務としての承諾をしてしまったという、北陸地方整備局長の職務の汚点で自然である。

国民から、仮に、簡単に騙された特定北陸地方整備局長と違い、他の北陸地方整備局長なら職務において、特定建設会社の乙に、簡単に騙されなかったはずだと思われて自然である。詳細の一切を避けるが、特定北陸地方整備局長は、特定トンネル工事の監理技術者の変更の承諾日の前日に、これを知っている立場で、国民からは驚愕の事実である。

これからも、仮に、国民から、他の国務大臣の行政機関の行政文書の【発注機関からのアドバイスを受けて「実際」と相違する】（原処分だけを引用）・（資料は相当の理由から添付をしない）とは、やはり信用性が高いことになる。

この「特定年月日A付け現場代理人等変更通知書」（資料13）という、特定年月日Aの当日とは、既に、トンネル掘削工事中の特定トンネル工事の監理技術者とは、社内で、（乙が請負者という）他現場の公共事業の所属という回答書（資料14）で（他にも多くの資料があるが省略）ある。

しかしながら、特定北陸地方整備局長が置いた監督職員は、特定トンネル工事の、行政開示文書の監理技術者の特定年月日Bまでとする従事期間の工事カルテ（コリンズ）について、契約図書の仕様書から「～監督職員の確認を受けたうえ～」として「確認しました」としている。

特定建設会社の、事前の業務命令（辞令は社長名）から、特定年月日Bの当日は、契約時の監理技術者は、別の公共事業に所属で、もはや特定トンネル工事に、監理技術者のヘルメットすらないのであるが、なんと、この特定年月日Bの当日に、支出負担行為担当官北陸地方整備局長に、乙は、特定年月日B付現場代理人等変更通知書（資料13）を、提出しているのである。

特定年月日A付けの北陸地方整備局長の承諾日の以前であるが、国のトンネル工事の掘削期間中の監理技術者が、特定建設会社の業務命令（辞令は社長名）で、他現場の公共事業へ転勤となっていることである。

この転勤について、北陸地方整備局長の承諾日までの数日間すら待てないという、実際にも医師の診断から就業不可という合理的な緊急性はまったくなく、これは、単に、事前にあった特定年月日B付けで転勤の業務命令（辞令は社長名）からである（監督職員は、監理技術者の個人携帯番号も知っており、実際に業務で使用してい

たことから、容易に、本人確認等ができるが、通話履歴からも本人確認等をしていない。諮問庁は、監督職員に、特定建設会社の誰が、どういう説明をさせて、監督職員に監理技術者の従事期間を確認させたのか、この従事期間の確認と特定年月日B付け現場代理人等変更通知書（資料13）とは、密接な関係にあって、これで特定年月日B付け現場代理人等変更通知書の乙の信義と誠実が破綻すると、以降はすべて破綻であって、諮問庁の職務の理由説明書まで破綻で自然である。）。

また、特定年月日Bに限っていうと、特定年月日Bは、既に、トンネル掘削工事中の特定トンネル工事の契約時の監理技術者とは、特定年月日Aの北陸地方整備局長の承諾前（資料11）だが、社内で、既に、乙が請負者の他現場の公共事業の所属であって、この特定年月日Bの工事打合せ簿（資料15）の契約時の監理技術者の職務の行使の押印等の行政文書は、私文書偽造等のおそれ自然である。

(イ) 国民から、特定年月日B付け現場代理人等変更通知書（資料13）から、特定建設会社に、簡単に騙された特定北陸地方整備局長（含む、新潟国道事務所長以下の監督職員）の職務の汚点とは、本来は、あろうはずがないことで自然であろう。

国土交通省以外の、他の国務大臣の分担管理の行政機関の行政文書（原処分だけを引用）・（資料は相当の理由から添付をしない）を引用すると、現場代理人等変更通知書において、【発注機関からのアドバイスを受けて「実際」と相違する】としている。

これでは、仮に、国民からは、簡単に騙されたのは特定北陸地方整備局長の職務ではなく、実は、発注機関が、公共事業は契約図書を通りとして信じている税金を支払う国民が騙されていたことで自然である。

これは、国民から、仮に、特定北陸地方整備局長は、特定建設会社に騙されたのではなく、これは【発注機関からのアドバイスを受けて「実際」と相違する】だったということで自然である（国民からは、北陸地方整備局長以下は、これでは、まるで官製談合のような不適切な関係かと驚愕で自然である。）。

一方で、北陸地方整備局は、特定県弁護士会長に、【～今次の変更事由について「事実」と相違する～アドバイスをした事実はありません。】とする、照会書について（回答）（資料16）としている。

つまり、安倍内閣は、諮問庁の分担管理の行政機関と、他の国務大臣の分担管理の行政機関は、主張は、全面的に違っており、つま

り国務大臣で不一致となっているのだ。

請求人は、特定年月日 J，（極めて意に反する変更事由とは）特定建設会社幹部（部門長）を経由して【（実在する実名の）新潟国道事務所の職員（技副，課長，主任監督員）の指示】と説明されて、説得をされたままで、人生を叩き潰された。

関係者らは、北陸地方整備局新潟国道事務所が（不法行為等を含む）人生を叩き潰したと他の国務大臣の行政機関の行政文書からも思っている自然でも、工事請負契約書第 1 2 条の行政文書は無い（資料 1 7）。

これは、法は、安倍内閣において、諮問庁の分担管理の行政機関と、他の国務大臣の行政機関は、主張は、全面的に違っており不一致でも、仮に、国民からは、政府の行政文書と思っても、それが安倍内閣で、各国務大臣の分担管理する行政機関の一致する行政文書なのか、ということであって、国民からは、仮に、極論というなら、諮問庁の行政機関の行政文書と、他の国務大臣の行政機関の行政文書は、どちらかが、まったくの虚偽、あるいは事実ではないということで、すると、安倍内閣で、どちらかの国務大臣の分担管理する行政機関の行政文書には、何らの信用がないもので自然な行政文書である。

情報公開とは、単に、これは、ありのままの行政文書の開示だけですとするのであろう。

諮問庁は、理由説明書において、北陸地方整備局は、特定県弁護士会長に、【～今次の変更事由について「事実」と相違する～アドバイスをした事実はありません。】（資料 1 6）の通り、「～不自然・不合理な点はないものと認められる」であるから、他の国務大臣の分担管理する行政機関の行政文書と不一致となっており、安倍内閣の国務大臣として、国務大臣の分担管理の行政機関の、どちらかが、まったくの虚偽ということをはっきりさせた理由説明書でなければ、他の国務大臣の分担管理の行政機関の行政文書からは、不一致から無効等となるだけで、これでは、安倍内閣で国務大臣の一致する分担管理の行政機関の行政文書という、国という行政機関の行政文書の資格が無い。

(ウ) 理由説明書の、「4 原処分に対する諮問庁の考え方」から、時系列を簡単にいうと、特定年月日 B 付け現場代理人等変更通知書（資料 1 3）から、特定北陸地方整備局長は（簡単に騙されて）、特定年月日 A 付けで契約図書に基づき、監理技術者の変更を承諾（資料 1 1）した。

特定トンネル工事は、トンネル掘削期間中（特定年月日 B の頃は、

実際の貫通の直前で、一般に実際のトンネル貫通後は、トンネル掘削を担当する職員は、他現場に転勤は自然である。)であった(つまり、監理技術者の設置が必要な時期である。))。

その後、特定建設会社の乙は、特定総括監督員(新潟国道事務所長)に、特定年月日L「現場代理人等変更事由について」(資料12)を「特定年月日B付けで通知しました～現場代理人等変更通知書を下記の通り説明いたします。～不適切と判断～」としている。

簡単にいうと、特定北陸地方整備局長と同様に、特定総括監督員(新潟国道事務所長)は、特定建設会社の乙に、また騙されて、支出負担行為担当官北陸地方整備局長に、新潟国道事務所長(総括監督員)は、特定年月日N付け「現場代理人等変更事由について(報告)」(資料18)をしてしまい、新潟国道事務所長の職務の汚点となってしまった、で自然である。

これは多くの証拠からも明確なのだが、特定年月日Bの事前に、特定年月日B付けで特定トンネル工事の監理技術者は、別の公共事業の特定作業所に転勤するよう業務命令(辞令は社長名)があつて、本来は、特定北陸地方整備局長の承諾する特定年月日Aの以降の転勤であるが、特定年月日B付けで特定建設会社の特定支店の特定作業所の所属となっている。

これは、国民からすると、特定北陸地方整備局長と特定新潟国道事務所の職務が、あまりに哀れ過ぎで同情されてしまうのが自然なことは、工事請負契約書の乙とは、特定支店長で特定トンネル工事の請負者で、かつ特定トンネル工事の契約時の監理技術者の(特定北陸地方整備局長の承諾日(資料11)の特定年月日Aの以前の日付の)特定年月日B付け現場代理人等変更通知書(資料13)という特定年月日Bの当日は、既に特定トンネル工事の契約時の監理技術者が所属となっている特定支店の別の公共事業の特定作業所の請負者で、特定トンネル工事の乙とは、特定年月日Bの当日は、特定トンネル工事の契約時の監理技術者が他現場の公共事業の所属を知っていることなのだ。

だから、工事請負契約書の乙は、特定トンネル工事の監理技術者は、特定年月日B付けで、この当日は、転勤先の特定支店の別の公共事業の特定作業所に所属であることを知っているが、特定総括監督員(新潟国道事務所長)にも、特定年月日L「現場代理人等変更事由について」(資料12)を「特定年月日B付けで通知しました～現場代理人等変更通知書を下記の通り説明いたします。」としているが、そもそも、この特定建設会社の乙が後から説明するという、特定年月日B付け現場代理人等変更通知書とは、この日付(特定年

月日Bの当日は、契約時の監理技術者は、既に、乙が請負者の別の公共事業に所属であったでは、もはや、信義も、誠実もないで自然である）も、監理技術者の従事期間も、変更事由も虚偽、あるいは事実ではないこと、またこの特定年月日Bとは、国の工事のトンネル掘削中でも監理技術者の設置をしない専任義務違反（安全配慮義務違反のおそれ）、また私文書偽造のおそれ等の不法行為を含むおそれ等で、特定年月日B付け現場代理人等変更通知書は、まったくに成立しないことを知っていることでの特定年月日L「現場代理人等変更事由について」（資料12）を「特定年月日B付けで通知しました～現場代理人等変更通知書を下記の通り説明いたします。」であるのだ。

これでは、国民から、特定年月日B付け現場代理人等変更通知書をいうなら、まず、この（多くの不法行為等の）当日の日付すらも訂正せずに、これを平然と説明するという特定年月日L「現場代理人等変更事由について」（資料12）とは、工事請負契約書のいう、何らの信義や誠実などあろうはずがない乙の文書で自然である。

しかしながら、諮問庁は職務において、この特定年月日L「現場代理人等変更事由について」（資料12）とは、理由説明書で、「～不自然・不合理な点はないものと認められる。」などとすることは、もはや職務の汚点で自然であって、これでは、仮に、過去に職務で騙されたことがあるで自然であって、国民からすると、また特定北陸地方整備局長、特定新潟国道事務所長（総括監督員）の職務の汚点の連鎖で自然となっている。

国民から、仮に、これは驚愕で自然だが、そもそも特定年月日B付け現場代理人等変更通知書（資料13）とは、監理技術者は、契約図書から、北陸地方整備局長の承諾が得るまで、特定トンネル工事に従事が当然だが、工事請負契約書の乙は、事前の業務命令（これは社長名で発令となる）から、特定年月日Bの当日は、自分が請負者の、特定支店の別の公共事業の特定作業所の所属とさせておりながら、その特定年月日Bの当日に、特定建設会社の乙が、特定年月日B付け現場代理人等変更通知書を提出という、虚偽、あるいは事実ではないこと等を乙自身が知っているのだから、国民から、特定北陸地方整備局長の承諾は、不法行為等（北陸地方整備局発注の監理技術者専任義務違反等、北陸地方整備局長の職務の承諾を騙して得た行為等、私文書偽造等、監督職員の職務の監理技術者の従事期間について虚偽、あるいは事実ではないことを確認させる等）から無効で自然である。

国民は、諮問庁の「4 原処分に対する諮問庁の考え方」におい

て、「～不自然・不合理な点はないものと認められる」としているが、では、建設業法を所管する国務大臣として、特定年月日B付けには他現場の公共事業に所属で特定トンネル工事には、国のトンネル工事において、国道トンネル掘削中に監理技術者を設置しないというトンネル工事の安全体制を欠いた危機的状況という、特定年月日B付け現場代理人等変更通知書（資料13）と、特定年月日L付け「現場代理人等変更事由について」（資料12）・（理由説明書4「～上記3（2）～」（関連開示文書2））の事実とは、【4～不自然・不合理な点はないものと認められる】でいいのか。

これは理由説明書の諮問庁の職務のあり方を厳しく問うものであって、特定トンネル工事の後任の監理技術者の承諾日（資料11）は特定年月日Aからであって、その当日まで、契約時の監理技術者を従事させなければならない、つまり国のトンネル工事の掘削期間中の安全体制を欠いた危機的状況の発生について、【～不自然・不合理な点はないものと認められる】とは、国のトンネル工事の国道トンネル掘削中に監理技術者を設置しないトンネル作業に従事する作業員の安全について、諮問庁から国のトンネル工事の坑内の俺達は見捨てられていると思われて自然なことなのだ。

特定建設会社の乙は、後からの変更事由（資料12）を説明しながら、では契約時の監理技術者の転勤の直前は、会社全額負担で特定地で新規の特定法人の工事管理者の受講として、特定地の産業医に診察どころか、講習会でクレペリン検査（事前に医師の診断書に合格しないと受けられない）を受けさせている訳で、また契約時の監理技術者は、転勤時に、医師からも緊急で入院、就業不可等となっていない訳であって、また特定トンネル工事の転勤の翌日からは、そのまま直接に、乙が請負者の別の公共事業の現場外勤の業務命令（社長名で発令）となっている。

つまり、特定年月日Aという特定北陸地方整備局長の監理技術者の変更の承諾日（資料11）の以前に他の公共事業に所属させるトンネル工事の安全体制を欠いた危機的状況の発生について、監理技術者の設置しない「やむを得ない緊急性」がまったくにないという、国の工事のトンネル工事の掘削期間中の安全体制を欠いた危機的状況の発生について、諮問庁が【～不自然・不合理な点はないものと認められる】とは、国のトンネル工事の国道トンネル掘削中に監理技術者を設置しないという、トンネル作業に従事する作業員の安全について、諮問庁から国のトンネル工事の坑内の俺達は見捨てられていると思われて自然なことなのだ。

これでは国民から、仮に、国のトンネル工事で繰り返される悲劇

の一端は、諮問庁の緩みきった職務からの監督責任があるとされて自然である。

これは請求人は、この理由説明書はこの点において、まったく許されるものではなく、これは国民に、諮問庁の職務のあり方として、国民に広く問われて当然で自然であろう（この現場代理人等変更通知書という行政文書は、特定年月日J午前中に、新潟国道事務所特定出張所に、現場代理人が提出してしまい、文書を偶然に見て、かなり抗議するが、実名の新潟国道事務所職員の指示という説明から説得されて、社内で、同日付けで、契約時の監理技術者を解任となった、後任は何時までたっても来ないが事情も聞かされない訳で、もはや監理技術者として職務も、名札も、ヘルメットも、机すらも無い。）。

(エ) 諮問庁は、仮に、理由説明書の「4 原処分に対する諮問庁の考え方」(5)の文書10の入念な探索で、北陸地方整備局長は、(資料8)が関連処分で行政開示文書が「～該当すると思われる文書」となって、あるいは原処分(つまり支出負担行為担当官北陸地方整備局長として不適正(資料9)とは職務の承諾に影響するのかが等(職務の行為の責任等)、ならば現場代理人等変更通知書の甲に乙の再提出で完成が支出負担行為担当官として当然であろうと思われる)に対する諮問庁の考え方で検討されるとしてみたいが。

しかしながら、国民からは、仮に、別の国務大臣の審査請求の理由説明書で、当然のように探索をすると、「～該当すると思われる文書」が出てきましたでは、もはや情報公開・個人情報保護審査会の審理等そのものが破綻で自然で、とても諮問庁の職務の理由説明書と思われなくて自然である。

特定年月日N付け特定総括監督員(新潟国道事務所長)の職務として、「現場代理人等変更事由について(報告)」(資料18)だが、特定作業所に転勤の業務命令の後、特定支店幹部職員(副部門長)と作業所長と監理技術者が新潟市内に宿泊してまでという、豪勢な転勤の送別会をしてもらい、3人で深夜まで酒を飲んで歌っていたこと(監理技術者の心境は複雑だった)は、後からの変更事由(資料12)に絶対に書けない事柄では、国民から、一度言った嘘の上塗りには永遠に続くと思われて自然である。

ウ 諮問庁の、「4 原処分に対する諮問庁の考え方」の虚偽、あるいは事実ではない破綻した主張について

理由説明書の「4 原処分に対する諮問庁の考え方」(4)は、不必要に、あるいは意図的なまでに、かつ不自然なぐらいに、後からの2(5)という変更事由(特定年月日L付け現場代理人等変更事

由について）（資料12）について「～更に説明する～」として、「～不自然・不合理な点はないものと認められる」として、契約図書の監理技術者の変更事由（監理技術者制度運用マニュアル等）について真正を述べているが、これは工事請負契約書の事務的な手続からいうと、乙から監督職員の総括監督員に何らかの説明があって、甲に総括監督員がこれについて、何らかの報告をただけであって、これについて、甲が契約図書に基づく自身の職務からも、追加する承諾の行政文書は無いということに過ぎない。

特定トンネル工事の契約図書、工事請負契約書をそのままに理解すると、契約図書から、変更事由によっては、甲から監理技術者の変更は承諾されない訳であるから、総括監督員に、乙が提出しても特記仕様書第2条（資料6）の【発注者の承諾を得て】という権限は、総括監督員に無いのであるから、甲に、現場代理人等変更通知書の再提出で、その変更事由に再記載することこそが有効な行政文書であって、他は無効である。

国民から、法治国家であるから、特に入札の条件に係わる事項について、諮問庁の恣意的な後からの甲の権限の変更等はまったく許されない、理解されないで自然である（一般論だが、監理技術者の途中交代が（不正に）容易にできると、建設会社は公共事業の入札で他社より優位になるのだ。これにより、入札時に、配置予定の監理技術者の不足の（不正な）解消から、他社よりも入札で（不正に）有利になる。）。

自由競争の諸外国の建設会社も、国民も、この工事請負契約書の第10条によらないという、かつ書面によらない契約の行為という建設業法違反であって、これが諮問庁が職務で恣意的に「～不自然・不合理な点はないものと認められる」という監理技術者のこの変更方法は大いに参考にされたい。

諮問庁の「4 原処分に対する諮問庁の考え方」では、あえて「～不自然・不合理な点はないものと認められる」とまでしないと、単純に、甲に現場代理人等変更通知書の再提出が当然であって、その変更事由に再記載するのが正しいことを、あえて打ち消すものとなっている国務大臣の恣意的な理由説明書で破綻で自然である。

工事請負契約書第10条（資料5）は、「乙は～甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする」としている。

つまり、これは工事請負契約書からも甲と乙と定められていることであって、これは国民から、諮問庁が理由説明書の職務で「～不自然・不合理な点はないものと認められる」とは虚偽、または事実ではないで自然であって、国民からは諮問庁は何故に、このようなこ

とをあえていうのか不自然であるが、仮に、これは諮問庁の分担管理の行政機関が他の国務大臣の行政機関の行政文書から【発注機関からのアドバイスを受けて「実際」と相違する】では、仮に、国民から、真面目に税金を支払う国民の悲劇としかいいようがないで自然である。

工事請負契約書第10条（資料5）についての事項は、乙は甲と定めており、これを後から、監督職員へ乙から報告が工事請負契約書第10条の事項に該当とすることは、書面によらない契約という事項であって、諮問庁は理由説明書の「～不自然・不合理な点はないものと認められる」という行為は、建設業法違反で自然であり、諮問庁の職務の不法行為等は、もはや告発されて自然である。

諮問庁の「4 原処分に対する諮問庁の考え方」の破綻については、国の公共事業の工事請負契約書について、建設業法からも許されない不法行為等を含むものとなっており、現職の諮問庁の職務としてあり得ないことで自然である。

諮問庁は、理由説明書において、工事請負契約書の甲の権限の監督職員への乙からの変更事由という正当性を後から主張とは、契約図書（仕様書含む）の甲の権限について、総括監督員からの報告をもって「～不自然・不合理な点はないものと認められる」とは、工事請負契約書第10条の甲の権限の委任等の通知があつてのことである。

しかしながら、工事請負契約書第10条の甲の権限の委任等について、書面の通知をしなければならないが、そのような行政文書は関連開示文書から存在しない完成となっている。

行政文書開示から、支出負担行為担当官北陸地方整備局長が承諾したのは、「特定年月日A付け監理技術者の変更について」（資料11）という行政文書が1枚しかなく、かつ「特定年月日A付け監理技術者の変更について」（資料11）は、「特定年月日B付けで通知のあった～承認します」として、甲が特定の日付けの行政文書名についてのみ承諾としており、建設工事が完成していることから、理由説明書とは、工事請負契約書の書面に該当しない行為から、「諮問庁の職務として、書面による契約を行わず、それ以外の契約の行為等」であって、建設業法違反で自然である。

理由説明書の3（2）「～更に説明する～」、4（4）「～更に説明する～不自然・不合理な点はないものと認められる」として、虚偽、あるいは事実ではないことで破綻しているが、特定トンネル工事の工事請負契約書9条5項（資料5）とは、例外の項目があつて「設計図書に定めるものを除き」としている。

設計図書とは、北陸地方整備局土木工事共通仕様書から「仕様書、図面～とする」としている。

また、仕様書とは、「～共通仕様書と～特記仕様書～いう」としている。

つまり、何でもかんでも、総括監督員に報告をすればいいことではなく、「設計図書に定めるものを除き」としている。

では、設計図書で定める特記仕様書第2条（資料6）は「～変更する場合は、発注者の承諾を得て～」となっており、明確に発注者に承諾を得る権限の事項であるから、総括監督員に報告とは、工事請負契約書からも、特定総括監督員新潟国道事務所長は、本来は、その職務において、甲に報告（資料18）をせずに、乙に教示が自然である。

また、工事請負契約書第10条（資料5）では、「乙は～必要な事項を甲に通知～変更したときも同様とする」としている。

つまり、入札時の契約図書から、現場代理人等変更通知書で記載する事項は、甲に通知しなければならない。

国民から、この公共事業の入札時の条件について、諮問庁の職務の理由説明書の「4 原処分に対する諮問庁の考え方」で、特に、「更に説明」、「～不自然・不合理な点はないものと認められる」とは、諮問庁の恣意的な職務の事実等は、国民の税金による公共事業の建設工事の入札及び契約の過程についての透明性の確保、適正化、公正な競争の促進から、許されることではないで自然である。

また、国民から、他の国務大臣の分担管理の行政機関の行政文書のいう【発注機関からのアドバイスを受けて「実際」と相違する】であったでは、もはや、これはこの行政機関の根本的なことと思われて自然な程に破綻した理由説明書であろう。

国民から、特定北陸地方整備局長、また特定新潟国道事務所長（総括監督員）は、工事請負契約書、設計図書等について、基本的な理解が不足する行政文書で自然であって、これでは諮問庁の職務の汚点のような理由説明書が、まったくの破綻となったことは自然である。

もはや、諮問庁は、国民から、その職務において、自身が所管する建設業法違反の行為は明確であり、かつ公共事業の入札の事項に恣意的な職務がある事実から、仮に、認証官の国務大臣自身の職務に、国民への責任があるとされるなら、それはご自身で判断されたい。

一般論であるが、現場の施工監理を担当しない国土交通省は知っているか知らないか知らないが、工事請負契約書は、信義に従って誠実に、であるが、実は監理技術者の変更事由とは、監理技術者の自

筆によるものではないのだ。つまり、監理技術者自身が変更事由を何も知らないで転勤をさせることは可能で、極端な話が、工事請負契約書の乙が変更事由を、監理技術者の死亡とすれば、甲は、まず承諾が自然で、例え監理技術者は生きていても、建設業法上は、死亡となるのだ。

何も知らない前監理技術者が、暑中見舞いでも出すと、真夏の幽霊となってしまう。

これからも、変更事由の真正とは、工事請負契約書のいう、信義と誠実という根拠が無いと、どの程度のことか、国民にも、また情報公開・個人情報保護審査会等にも容易に理解されるであろう。

諸外国の建設会社も、入札時には厳しい条件の配置予定の監理技術者の途中変更は、工事請負契約書のいう、信義と誠実という根拠が無いと、どの程度のことか参考になるだろう、安倍内閣で他の国務大臣の分担管理の行政機関の行政文書と、諮問庁の分担管理する行政機関の行政文書（資料16）と、明確な不一致となっているが、いずれははっきりするであろう（工事請負契約書の、乙の押印で作成の、特定年月日L「現場代理人等変更事由について」（資料12）とは、これは特定年月日B付け現場代理人等変更通知書（資料13）のことを説明しているが、そもそも特定年月日Bの当日は、監理技術者は別の公共事業の他現場で所属であることを知っている乙であって、国民から、もはやこの変更事由の根拠とする工事請負契約書の信義と誠実はあろうはずがないでも自然である。）。

（資料8）は、複数枚が行政文書開示をされているが、どちらも監理技術者に係わる、関係する記載があるわけだが、どちらも該当するのか含めてだが、（資料9）として、行政文書の開示を検討する関連開示文書として添付する。

請求人がこの特定の行政文書を知ったのは、（資料8）からで、審査請求に間に合わなかったことが主たる理由である。

エ 諮問庁の、「4 原処分に対する諮問庁の考え方」の虚偽、あるいは事実ではない破綻した主張についてII

諮問庁の理由説明書において、「4 原処分に対する諮問庁の考え方」から「更に説明する」、「～不自然・不合理な点はないものと認められる」としている。

しかしながら、総括監督員に、乙の「特定年月日A付け監理技術者の変更について」（資料11）とは、「変更事由を下記のとおり説明いたします。」として、「～正式文書ではこのような内容は不適切と判断し、通知書の内容の変更事由としました。」としており、「不適切と判断し」という文書で、更に説明となっていない。

また、（資料9）は、北陸地方整備局長は特定建設会社社長に「～契約書等に定める書類に不適正な記載が行われたこと」として「不適正な記載」としているのである。

更に、特定建設会社代表取締役は、回答書（資料10）で、「弊社は、現場代理人等変更届の変更事由につき、北陸地方整備局からヒアリングを受け、弊社が、これを訂正した事実がございます。」としており、「変更事由につき、弊社が、これを訂正した事実」となっているのである（現場代理人等変更通知書を、現場代理人等変更届とは、特定年月日M北陸地方整備局契約課長も行政文書で使用したことに、現場代理人等変更通知書としている。）。

つまり、乙は「不適切」（資料12）としており、特定トンネル工事の甲で、支出負担行為担当官北陸地方整備局長は、「不適正な記載」（資料9）としており、特定建設会社代表取締役（会社の最高責任者）は「変更事由につき、～これを訂正した事実」（資料10）となっている。

これは、特定トンネル工事の甲で、（資料9）で、支出負担行為担当官北陸地方整備局長は、「不適正な記載」であって、特定建設会社代表取締役（会社の最高責任者）は「変更事由につき、～これを訂正した事実」（資料10）であって、理由説明書の「4 原処分に対する諮問庁の考え方」の「処分庁としては～更に説明する～」とは虚偽、または事実ではない破綻した理由説明書となっている。

つまり、「特定年月日A付け監理技術者の変更について」とは、「不適正な記載」（資料9）で、「変更事由につき、～これを訂正した事実」（資料10）の行政文書で自然である。

ここでいう「訂正」とは誤りが前提で、（資料9）、支出負担行為担当官北陸地方整備局長は、「不適正な記載」であって、理由説明書で諮問庁がいう、「～更に説明する」にはならないで自然である。

簡単に言うと、甲（支出負担行為担当官北陸地方整備局長）も、新潟国道事務所長（総括監督員）も、乙も、代表取締役も、誰も「更に（説明）」など書面（書面主義）にしていけないことであって、これは、虚偽、あるいは事実ではないこと、後から勝手に創造したもので自然であって、これにより諮問庁の職務の理由説明書の（不当な）論理の構成による「5 結論」で自然となっている。

つまり、特定年月日B現場代理人等変更通知書の変更事由が、不適正で、訂正（誤り）から、北陸地方整備局長の再承諾が必要で、契約図書に基づき、甲に、乙は、再度の現場代理人等変更通知書が必要であった。

このような事態であっては、原処分、理由説明書の行政文書特定へ

の理解の不足は、そもそも請求人の説明が足りないでは申し訳が立たず、また諮問庁の押印である行政文書が、原処分（資料1）と、審査請求書（資料除く）（資料19）を審理等の資料として添付する。

オ 理由説明書の他の案件の一部について

理由説明書で、「4 原処分に対する諮問庁の考え方」において、4（1）について、文書9の開示について、特にない。

諮問庁は、理由説明書で、「4 原処分に対する諮問庁の考え方」において、4（3）について、関連開示文書（工事打合せ簿等に限定より「確認」について、行政開示文書の検討を善解する）として善解するなら少なくとも2文書が存在して自然である。

最初の文書は、（資料8）の行政文書開示の行政文書（行政開示文書は、添付しない）において、これは、監理技術者の従事についての行政開示文書の存在で自然である。

次ぎの文書は、特定年月日E北陸地方整備局契約課長の行政文書（資料20）は、監理技術者の従事期間に、「関係者の聴き取りを行った結果」という行政文書があることなどからも、（資料21）から、監理技術者の従事期間の行政文書が監理技術者の従事についての行政文書の存在で自然である（この行政相談の行政開示文書（添付をしない）は、特定年月日Aが受付としているが、特定年月日Aとは、特定トンネル工事の監理技術者の変更の北陸地方整備局長の承諾（資料11）の当日であって、諮問庁の分担管理の行政機関として、また、諮問庁が職務の行為として「～不自然・不合理な点はないものと認められる」とは根が深い。これを、国民は、諮問庁と同じく「～不自然・不合理な点はないものと認められる」なのか、あるいは、信義と誠実の公共事業の税金を支払う国民と大きく乖離するという「～不自然・不合理な点はないものと認められる」であるのか、国民は広く知るべきだろう。）。

これらのことから、理由説明書で「4 原処分に対する諮問庁の考え方」（3）において、「審査請求人は～当該「確認」について何らかの通知に係る行政文書～」として、特定トンネル工事の監理技術者の従事（期間）の関連開示文書の2文書が少なくとも存在すると思われるが、不開示の相当の理由は特に無く、理由説明書で諮問庁は4（3）において、妥当としている。

諮問庁が、特定トンネル工事の監理技術者の従事（期間）の関連開示文書の2文書を、善解されるのなら、関連開示文書の2文書の開示・不開示の相当の理由を説明されてもいいと思うが、これは判断のことでもある。

国民に、諸外国の建設会社などに、公共事業の建設工事の入札の事項の監督職員の監理技術者の従事期間の確認の実態とは、これがどの程度のことか、諮問庁の職務の理由説明書と意見書又は資料で理解されるだろう。

「4 原処分に対する諮問庁の考え方」の4（2）と、4（4）であるが、本来は個別の案件の4（4）において、諮問庁自身が「上記3（2）のとおり」として、また本来は個別の案件の3（2）において、「上記2（5）の～となっている」として、国の情報公開の個別の案件について、国の情報開示において条件をつけて意図的な国の情報開示のようで自然の諮問庁の理由説明書にしており、ある意味で、国の情報公開に、単に個別の国の行政文書の文書10の開示に、特定年月日L付け現場代理人等変更事由について（資料12）という別の行政文書について、特に「更に説明」という、上記のア～エ等からも、諮問庁以下が建設業法違反等の行政文書の工事請負契約書（資料5）第10条の位置づけという条件を関連付けていることで自然であって、国の情報公開のあり方として許されるものではない理由説明書となっている。

つまり、諮問庁の「5 結論」の文書10という「特定年月日A付け監理技術者の変更について」（資料11）は、国の情報公開に、（法律に拠らない違法な）特に「更に説明」という条件を関連付けていることで「～開示等することとする～」で自然であって、単に個別の国の行政文書のありのままの開示となっていない。

つまり、諮問庁の「5 結論」の文書10という「特定年月日A付け監理技術者の変更について」（資料11）とは、特に「更に説明」という条件を関連付けていることで、特に「更に説明」という条件の既成事実化を画策とされて自然である。

諮問庁の「5 結論」の文書10において、この条件の重要な語句が「更に説明する」で、諮問庁も、北陸地方整備局長も、（あるいは理由説明書の作成も国土交通省ならば）この「更に説明する」を絶対的な条件としての、諮問庁の「5 結論」の文書10という「特定年月日A付け監理技術者の変更について」の「～開示等することとする～」で自然であって、単に国の個別の行政文書の開示となっていない。

諮問庁の理由説明書の「4 原処分に対する諮問庁の考え方」（4）において、「更に説明」、「～不自然・不合理な点はないものと認められる」として、工事請負契約書からも無効の文書を工事請負契約書第10条の行政文書とする建設業法違反等の条件付きという、「～文書10について、開示等すること～」の理由説明書としてい

る。

請求人は、諮問庁が職務において、理由説明書から、単に個別の国の情報公開に、別の行政文書に建設業法違反等の条件を付けて「5 結論」としており、工事請負契約書（資料5）からも無効の文書を工事請負契約書第10条の行政文書とする条件で、「～文書10について、開示等すること～」として開示とすることは、法からも許されない諮問庁の職務の行為であって、このような諮問庁の職務の不当な行為の理由説明書をもって審理とは、不当で無効で違法行為等で自然であると主張する。

では、諮問庁が、理由説明書から、「5 結論」において、この条件の重要な語句の「更に説明する」とは、建設業法違反で自然であっても、諮問庁は、この文書10の開示についての条件の重要な語句の「更に説明する」こそが、この理由説明書で、最も重要であると思われて自然である。

国民に簡単にいうと、諮問庁の理由説明書は、国の情報公開よりも、行政文書の開示をもって、この条件の重要な語句である「更に説明する」の既成事実化の画策であると主張する。

つまり、単に国の情報公開において、この「更に説明する」という条件での開示という、国の情報公開において、重要な語句が「更に説明する」の既成事実化とは、国民の権利として許されないと主張する。

本件の理由説明書も、別件の理由説明書も、どちらも重要な語句が「更に説明する」となっており、また、どちらも建設業法違反で自然で、工事請負契約書第10条から無効であって、もはや、どちらも情報公開の理由説明書というよりも、これは「更に説明する」を既成事実化するための（不当な）理由説明書と主張する。

請求人は、よって、このような考え方等での4（2）と、4（4）は、認められないと主張する、これからも「5 結論」も破綻しており、理由説明書は破綻で認められない。

理由説明書で「更に説明する」とさせる北陸地方整備局は、諮問庁の職務に可哀想であって、これは、本来は北陸地方整備局長以下の職務の汚点の行政文書であるが、では、「更に説明する」文書というならば、特定年月日Bの当日は特定トンネル工事の契約時の監理技術者は何処の現場に所属していたのか、また誰がこの理由説明書の「5 結論」の責任者なのか知っているのだろう、また論じよう。

（意見書の資料は省略する。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対して、5文書の開示請求を行った。
 - (2) これを受けて、処分庁は、11文書を特定し、法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。
 - (3) これに対し、審査請求人は、諮問庁に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書8のほかに本件請求文書に該当する文書が存在するはずであると、その開示を求めて審査請求を提起した。
- 2 審査請求人の主張について
- 審査請求書によると、審査請求人の主張は、概ね以下のとおりである。
- (1) 原処分における開示決定通知書の④において、「2 不開示とした理由」に不開示とされずに不開示となっている特定の行政文書の開示を求める。また、開示されなかったもののうち、甲・監督職員からの「通知」に関する行政文書が存在するはずであるため、その開示を求める。
 - (2) 処分庁から平成26年1月6日付け国北整総情第430号における開示決定（以下「関連処分1」という。）において開示された「契約締結通知書」が、原処分において開示されていない。
 - (3) 処分庁から平成25年4月10日付け国北整総情第25号における開示決定（以下「関連処分2」という。）において開示された「監理技術者変更承認通知」が、原処分において開示されていない。
 - (4) 特定年月日B工事打合せ簿において、官側の主任監督員の職務の工事カルテの従事期間を「確認しました」とあることから、「確認」に関する何らかの「通知」に係る行政文書が存在するはずである。
 - (5) 「特定年月日L付け現場代理人等変更事由について」（以下「変更事由に関する文書」という。）に対し権限の承諾等があったはずであり、その承諾等に関する何らかの「通知」に係る行政文書が存在するはずである。
- 3 関連処分1及び関連処分2について
- 上記2（2）の「関連処分1」及び上記2（3）の「関連処分2」に関する経緯は、次のとおりである。
- (1) 関連処分1について
関連処分1は、本件審査請求の審査請求人と同一の者に対して行った開示決定であり、その開示文書に、上記2（2）で審査請求人が主張するとおり、工事の発注者である北陸地方整備局長から受注者である特定会社に対して発出された契約締結通知書（文書9）が含まれている。
 - (2) 関連処分2について
関連処分2は、本件審査請求の審査請求人と同一の者に対して行った開示決定であり、その開示文書には、上記2（3）で審査請求人が主張するとおり、特定年月日A付けで北陸地方整備局長から特定会社に対し

て発出された監理技術者の変更を承認する文書（文書10）が含まれている。

当該文書の文書名は「監理技術者の変更について」であるが、当該文書の内容は、特定会社から北陸地方整備局長宛てに監理技術者の変更を通知する文書（以下「変更通知書」という。）が提出されたところ、これに対して、北陸地方整備局長から特定会社宛てに当該変更を承認したことを通知するものである。

なお、変更通知書には、「変更事由」として、監理技術者を変更する理由が記載されているが、上記2（5）の変更事由に関する文書の内容は、この変更事由の内容を「更に説明する」ものとなっている。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求書の内容によれば、審査請求人は、別紙の1に掲げる本件請求文書について、原処分で開示された文書以外にも本件請求文書に該当する文書が存在するはずであると主張していることから、以下、原処分における本件請求文書に対する文書特定の妥当性について検討する。

- (1) 審査請求人は、上記2（2）のとおり、関連処分1において文書9が開示されたにもかかわらず、原処分において開示されていないと主張する。

処分庁の説明によれば、上記3（1）のとおり、現に関連処分1において文書9を開示しているとのことである。これは本件請求文書に該当することが明らかであることから、文書9を新たに特定し、開示等することとしたい。

- (2) 審査請求人は、上記2（3）のとおり、関連処分2において文書10が開示されたにもかかわらず、原処分において開示されていないと主張する。

処分庁の説明によれば、上記3（2）のとおり、関連処分2において、文書10を開示しているとのことであるが、文書の名称こそ「監理技術者の変更について」とあるものの、その内容からして本件請求文書に該当することが明らかであることから、文書10を新たに特定し、開示等することとしたい。

- (3) 審査請求人は、上記2（4）のとおり、特定年月日B工事打合せ簿において「確認しました」とあることから、当該「確認」について何らかの通知に係る行政文書を作成しているはずであると主張する。

審査請求人が主張する特定年月日B工事打合せ簿とは、審査請求書の内容からすると、原処分において本件請求文書とは別の開示請求文書に該当するとして特定した文書（以下「別件特定文書」という。）の工事打合せ簿を指していると考えられる。

別件特定文書には、工事の発注者である北陸地方整備局長又は請負者

がそれぞれ相手方に対して行った資料の提出，報告，通知又は届出に係る処理の内容が記載されたもの（以下「工事打合せ簿本体」という。）と，実際に提出等があった資料等（以下「添付資料」という。）が含まれている。

そこで処分庁に対し，工事打合せ簿本体における特定年月日 B の欄の「確認しました」とあることの趣旨を確認したところ，特定年月日 B に特定会社から提出された添付資料のうち，工事カルテの一時保存データを出力したものについて，その内容を「確認した」という趣旨であるとのことであった。

さらに処分庁に対し，当該添付資料の内容を確認したことを特定会社に対して通知する文書を作成したか確認したところ，事務処理上は，「何時，監督職員の誰が確認したか」について記載した工事打合せ簿を受注者に渡すものの，これとは別に資料の内容を確認する通知文書を個々の案件ごとに作成する取り決めとはなっておらず，現に，本件においてもそのような通知文書を作成していないと説明する。

諮問庁としては，審査請求人が主張するような通知文書を作成する取り決めがなく，現に当該文書を作成していないのであれば，北陸地方整備局において当該文書を保有しているとは認められないことから，これを特定しなかったことは妥当であると考ええる。

- (4) 審査請求人は，上記 2 (5) のとおり，変更事由に関する文書に対して，承諾等に関する「通知」に係る文書が存在するはずであると主張する。

そこで処分庁に対し，変更事由に関する文書に対して，承諾等に関する「通知」に係る文書を作成したか確認したところ，そのような「通知」に係る文書を作成する取り決めはなく，現に作成していないと説明する。

諮問庁としては，上記 3 (2) のとおり，変更事由に関する文書は変更通知書における「変更事由」を更に説明する内容のものであり，また，既に変更通知書の内容について承認済みであることからすれば，変更事由に関する文書を受けて，改めてその内容を承認等した旨を通知しなかったとする処分庁の説明に不自然・不合理な点はないものと認められる。したがって，北陸地方整備局において，変更事由に関する文書に対して承諾等に関する「通知」に係る文書を保有しているとは認められないことから，これを特定しなかったことは妥当であると考ええる。

- (5) 諮問庁は，念のため，本件審査請求を受け，改めて処分庁に対し，原処分において開示した本件請求文書に該当する別紙の 2 に掲げる文書 1 ないし文書 8，新たに開示することとした別紙の 3 に掲げる文書 9 及び文書 10 のほかに，本件請求文書に該当すると思われる文書を保有しているか確認させることとし，担当部署の執務室や書庫等を入念に探索さ

せたが、本件請求文書に相当する文書の存在は確認できなかった旨の報告を受けたところである。

5 結論

以上のことから、諮問庁としては、上記4（1）及び（2）において本件請求文書として新たに特定し開示等すると判断した文書9及び文書10については、開示等することとするが、原処分におけるその余の文書特定は妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月18日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年11月10日 審議
- ⑤ 平成29年2月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件請求文書の外4文書（併せて5文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求文書については、該当する文書として別紙の2に掲げる文書1ないし文書8（本件対象文書）を特定して法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とするとともに、その外の開示請求に係る4文書については、このうち2文書は不存在により不開示とし、その余の2文書に該当する文書として特定の行政文書を特定して同条1号及び2号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書が存在するはずである等として、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書として、別紙の3に掲げる文書9及び文書10を特定し、改めて開示決定等を行うとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- （1）当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件請求文書に該当する文書として、本件対象文書並びに別紙の3に掲げる文書9及び文書10を特定すべきであるとする理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 原処分で特定した本件対象文書について

本件請求文書に該当する文書は、特定トンネル工事における発注者である北陸地方整備局長及び同工事における総括監督員である新潟国道事務所長その他北陸地方整備局の職員（以下、併せて「処分庁

職員」という。)から受注者である特定会社に対する「通知」に係る文書の全てであると解されるところ、本件対象文書は、いずれも処分庁職員から特定会社に対する通知であることから、本件請求文書に該当する。

イ 文書9及び文書10について

審査請求書における審査請求人の主張を踏まえ、諮問庁において、文書9及び文書10を確認したところ、文書9は、本件トンネル工事の工事請負契約を締結したこと等を北陸地方整備局長から特定会社に通知するものであり、また、文書10は、監理技術者の変更に係る特定会社からの通知に対し、その変更を承認する旨を北陸地方整備局長から特定会社に通知するものであり、いずれも処分庁職員から特定会社に対する通知であることから、本件請求文書に該当する文書として特定することとする。

ウ 審査請求人が主張する「工事打合せ簿（提出・報告・通知・届出）」における特定年月日B付け請負者側である特定会社職員から「提出」された書類に対する発注者側である主任監督員の「確認しました」との記載に関する何らかの「通知」文書の有無について

審査請求人は、審査請求書において、「工事打合せ簿（提出・報告・通知・届出）」における特定年月日B付けの欄に、発注者側である主任監督員が「確認しました」としていることから、当該「確認」について何らかの「通知」に係る行政文書を作成しているはずである旨主張する。

当該「工事打合せ簿（提出・報告・通知・届出）」は、工事書類の簡素化の取組として、従来は紙で提出されていた「工事打合せ簿」を電子メールで提出することができることとされたことに伴い、そのやり取りを記録するために様式化された提出処理簿であり、当該「確認しました」との記載は、「提出」された書類について、主任監督員がその内容を「確認」したという事務処理をしたことを表記したものである。したがって、当該「提出」された書類については、当該「確認しました」との記載により事務処理は完結しているのであって、改めて処分庁職員から特定会社に対して「通知」行為等は行われておらず、このことに関する「通知」文書は存在しない。

エ 審査請求人が主張する特定年月日L付け請負者である特定会社から発注者である総括監督員に提出された「現場代理人等変更事由について」に対する発注者側からの承諾等に関する何らかの「通知」文書の有無について

審査請求人は、審査請求書において、特定年月日L付け請負者である特定会社から発注者である総括監督員に提出された「現場代理人

等変更事由について」に対して、承諾等に関する何らかの「通知」に係る文書が存在するはずである旨主張する。

特定年月日L付け「現場代理人等変更事由について」という文書の内容は、文書10によって承認された監理技術者の変更について、その変更事由の更なる説明をするものであり、当該監理技術者の変更は、上記イで説明したように文書10によって承認されているのであって、当該「現場代理人等変更事由について」文書の提出等による改めての承諾等は行われておらず、このことに関する「通知」文書は存在しない。

オ 上記の外に該当する文書の探索について

本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し、関係部署の執務室内の書架や書庫等の探索を入念に行わせたが、本件対象文書並びに文書9及び文書10の外に、本件請求文書に該当する行政文書の存在は確認できなかった。

(2) 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

ア 本件請求文書に該当する文書については、別紙の1に掲げる本件請求文書の文言並びに審査請求書及び意見書(上記第2の2)における審査請求人の主張を踏まえれば、上記(1)アで諮問庁が説明するとおり、「特定トンネル工事における処分庁職員から特定会社に対する「通知」に係る文書の全て」と解するのが妥当である。

イ 当審査会において、諮問庁から、文書9及び文書10の提示を受けて確認したところ、両文書とも、処分庁職員から特定会社に対する「通知」文書であると認められる。

したがって、文書9及び文書10は、本件請求文書に該当する文書として特定すべきである。

ウ また、北陸地方整備局において、審査請求人が審査請求書において主張する文書(文書9及び文書10を除く。)は保有しておらず、本件対象文書並びに文書9及び文書10の外に、本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記諮問庁の説明に、特段、不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

エ 以上のことから、北陸地方整備局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書として、別紙の3に掲げる文書9及び文書10を保有していると認められるので、これらの文書を対象として改めて開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、北陸地方整備局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

特定トンネル工事において、工事請負契約書、北陸地方整備局土木工事共通仕様書、特記仕様書、設計図書に基づく甲または総括監督員含む監督職員からの通知の全部

2 本件対象文書

文書1 「工事打合簿」（通知に係るもの（3件））

文書2 「監督体制強化対象工事について（通知）」

文書3 「検査日通知書」（中間技術（第1回）検査，既済部分（第1回）検査及び完成検査）

文書4 「請負工事〔中間（第1回）〕技術検査結果通知書」

文書5 「請負工事〔既済部分（第1回）〕技術検査結果通知書」

文書6 「検査合格通知書」

文書7 「請負工事完成技術検査結果通知書」

文書8 「工事成績評定通知書」

3 改めて開示決定等をすべき文書

文書9 「契約締結通知書」

文書10 「監理技術者の変更について」